

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分)

(ふりがな) かがわみらいせいさくけんきゅうかい

1 政治団体の名称 香川未来政策研究会

2 主たる事務所の所在地 香川県高松市木太町1176-1

ホワイトBOX301号

3 代表者の氏名 (姓) (名)
町川 順子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
町川 順子

事務担当者の氏名

(姓) (名)
町川 順子

(電話) 080-3498-1519

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名) |

国会議員関係政治団体の区分

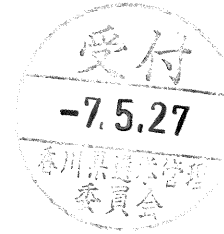
- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者 (姓) (名) |
| の氏名 町川 順子 |
| 公職の種類 衆議院議員 |
| (現職・候補者の別) (候補者等) |
| 公職の候補者 (姓) (名) |
| の氏名(2人目) |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |
| 公職の候補者 (姓) (名) |
| の氏名(3人目) |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和6年 1月 1日	から
令和6年 12月 26日	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1, 598, 239
(前 年 か ら の 繰 越 額)	1, 238, 239
(本 年 の 収 入 額)	360, 000
支 出 総 額	1, 472, 580
翌 年 へ の 繰 越 額	125, 659

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	360, 000	
(イ) うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	360, 000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	360, 000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	個人			
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)	金 額				年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
近本幸穂			360	000	R6/12/30	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1735-1	会社役員	無償提供の為
この頁の小計			360	000				
その他の寄附								
合 計			360	000				

個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあつては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないので注意すること。

- 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。
- 2 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- 3 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- 4 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- 5 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	46,073	0	
(4) 事 務 所 費	559,680	0	
小 計	605,753	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	866,827	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	866,827	0	
合 計	1,472,580		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	万博グッズ	16,720	R6/2/13	大丸梅田店	大阪府大阪市北区梅田3丁目1-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	16,720				
	そ の 他 の 支 出	29,353				
	合 計	46,073				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会計監査報告作成	22, 000	R6/3/26	木村会計事務所税理士木村幸博	香川県高松市上之町2丁目1番48号	
2	祭典奉仕料	30, 000	R6/10/5	亀山八幡宮	香川県小豆郡小豆島町池田1618-3	
3	車検代	82, 000	R6/3/11	株式会社エス・エー・シー	香川県木田郡三木町井上2366-1	
4	名義変更	22, 200	R6/6/10	株式会社エス・エー・シー	香川県木田郡三木町井上2366-1	
5	バッテリー交換	37, 320	R6/10/10	株式会社エス・エー・シー	香川県木田郡三木町井上2366-1	
6	小豆島事務所無償提供1月～12月	360, 000	R6/12/30	近本幸穂	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1735-1	無償提供の為
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	そ の 他 の 支 出	6, 160				
	合 計	559, 680				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	会費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	1月～3月	100,765	R6/1/26	高松栗林ライオンズクラブ	香川県高松市今里町一丁目28-27	
2	年会費	36,000	R6/1/29	日本松栢会	香川県高松市中央町14-16	
3	4月～6月	53,165	R6/4/26	高松栗林ライオンズクラブ	香川県高松市今里町一丁目28-27	
4	7月～9月	73,665	R6/7/26	高松栗林ライオンズクラブ	香川県高松市今里町一丁目28-27	
5	年会費	30,800	R6/11/1	日本商工振興会	北海道札幌市中央区南3条西1丁目1番地1南3西1ビル8F	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	294,395				
	そ の 他 の 支 出	329,465				
	合 計	623,860				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	航空券	34,075	R6/6/29	日本航空株式会社	東京都大田区羽田空港1丁目6-2	
2	航空券	18,570	R6/7/21	スカイマーク株式会社	東京都大田区羽田空港3丁目5番10号 ユーティリティセンタービル8階	
3	航空券	16,170	R6/7/23	スカイマーク株式会社	東京都大田区羽田空港3丁目5番10号 ユーティリティセンタービル8階	
4	宿泊費	22,800	R6/8/13	アパホテルプライド赤坂国会議事堂前	東京都千代田区永田町2-10-2	
5	宿泊費	36,400	R6/8/13	アパホテルプライド赤坂国会議事堂前	東京都千代田区永田町2-10-2	
6	宿泊費	34,800	R6/8/13	アパホテル札幌駅前	北海道札幌市中央区北2条西2-19TKP 札幌ビル6階	
7	航空券	41,077	R6/8/13	日本航空株式会社	東京都大田区羽田空港1丁目6-2	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	203,892				
	そ の 他 の 支 出	15,560				
	合 計	219,452				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交際費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	23, 515				
	合 計	23, 515				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 27日

政治団体の名称 香川未来政策研究会

会計責任者の氏名 町川 順子



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年 6月 20日

香川未来政策研究会

代表 町川 順子 殿

登録政治資金監査人 木村 幸博、

登録番号 334号

研修終了年月日 平成20年9月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、香川未来政策研究会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、香川未来政策研究会の主たる事務所において行った。

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書および振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

香川未来政策研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、香川未来政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上